

令和4年度 発達障害児支援拠点相談体制強化事業 実施状況

	京都府発達障害者支援センター 「こども相談室」	花ノ木児童発達支援センター	京都府立舞鶴こども療育センター 「はぐくみ」
対象地域	総合調整拠点／南部拠点（乙訓・山城北・山城南）	中部拠点（南丹）	北部拠点（中丹西・中丹東・丹後）
相談体制	室長1名（兼務）、相談員2名（常勤）	相談員1名（常勤）、相談員2名（兼務）	相談員3名（兼務）
拠点の強み	医療・教育機関との連携 ～こどもを真ん中にした機関連携～ ・高校生までの本人・保護者相談、卒業後も切れ目ない支援の継続 ※リファー先 発達障害：はばたき・圏域支援センター 高次脳機能障害：府リハビリテーション支援センター	圏域の子ども・保護者の育ちを 専門職集団として支える相談拠点 ・法人内の相談機能（一般相談・計画相談他）との連携によるスムーズな相談対応	北部 発達の悩み総合案内 ・医療、教育、福祉機関の情報を幅広く備え、専門家による適切な相談先等の判断、紹介
R4年度実績 (R5.2時点)	相談件数、延582件（実人数82名） ※実人数82名のうち登録ケース：新規11件、継続25件 ・支援や進路について学校との連携を希望する相談、思春期を迎えた子どもへの対応に関する相談、登校渋りや不登校への対応に関する相談など	相談件数 延22件（実人数14名） ・家庭生活、学校生活や集団生活における子どもの行動理解や具体的な対応方法、療育や支援を受けられる機関の紹介、医療受診の意義、中高の進路等についての相談など	相談件数 延15件 別途、年中児サポート事業（発達相談）26件 ・家庭生活や集団生活における相談、登校渋りに関する相談、必要な支援機関の情報提供、医療受診に関する相談や、医療機関受診待機期間中の相談など
R4年度取組内容	・本人、保護者、関係機関からの相談対応 ・医療、福祉、教育等関係機関との連携 ・思春期の子どもをもつ保護者対象思春期ペアレントトレーニング（1日研修、全6回プログラム） ・保護者交流会「つながりタイム」（ペアレントメンターも一部参加）	・本人、保護者、関係機関からの相談対応 ・保護者の希望に応じて学校と連携（児童の情報共有、支援の方向性の確認等） ・不登校ケースへの心理カウンセリング ・検査報告書の読み方や学習課題の誤答分析等を通じた学習方法の提案 ・発達障害の基礎知識等に関する学びの機会の紹介など	・本人、保護者、関係機関からの相談対応 ・市町村が取り組む年中児サポート事業への支援（発達相談） ・地域で開催される研修（保健師等対象）への講師派遣
R5年度取組予定	・思春期ペアレント・トレーニング ・保護者交流会「つながりタイム」について、保護者のニーズにより合わせた実施方法を検討中 ・保護者対象勉強会「思春期の出口支援(仮)」（年1回） ・関係機関訪問（こども相談室の周知を行い、関係機関連携強化）	・現状の取組を継続しながら、地域ニーズに合った取組を検討 ・南丹圏域障害児総合支援ネットワーク発達障害支援部会への参画	・現状の取組を継続しながら地域ニーズに合った取組を検討 ・これまで周知を行ってきた機関と再度連携を取り、内容等について検討 ・可能な範囲で外部研修の開催
圏域の特性課題など	・放課後等デイサービス等の新設が多く、地域資源が増加 各地域資源の支援内容等について、正確な理解が必要 ・就学前までの支援（療育の充実や保健師のフォロー）が手厚いことから、就学に伴う保護者の不安解消等、就学や進級など環境の変化で、こどもの困りごとが顕著になることへの対応が必要 ・保育所や幼稚園、保健師への周知、教育機関からケースを繋いでいただけるよう更なる連携強化、保護者や関係機関が、こどもの特性による困りごとに気づいた時に気軽に相談できるよう、認知度を上げる必要	・法人の各種事業が地域に浸透し、発達障害に関する総合的な相談窓口としての役割が期待されている ・不登校相談が増加。本人の受診が難しく医療に繋がりにくい等から、関係者と連携して継続的な支援体制を構築することが課題 ・早期に支援の必要性を指摘されていても、保護者が児の状況を理解するのに時間がかかることがあるため、定期健診との連携や、保健師や園への周知を徹底し、早期支援に繋げる必要 ・学齢児で医療に繋がるケース等、受診までの待機期間が長いことで実質相談が停止状態にならないよう、医療受診を急ぐケース、地域との連携で相談支援を進めるケース等の整理が必要 ・地域の教育、福祉、医療における資源を開拓・整理した上で、それぞれの役割について共通認識をもって支援体制が構築できるよう自治体と協力していく必要 ・“保護者の納得と安心” “子どもへの早期の適切な支援” を目標に、既存システム・資源との連携体制の構築 ・発達障害を診療する地域の医師が増え、さらに情報共有が課題	・利用できる資源が限られ、児童発達支援事業所等に空きがなく、必要な支援をタイムリーに受けられない。 ・様々な状況から支援を必要とする児童が多く、要保護児童対策地域協議会等との連携が必要 ・より必要としている方に支援が行き届くよう、相談者がまずは電話をかけてみよう、利用してみようと思えるような工夫を検討する必要